

世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて

~FA11達成後の特許審査の基本方針~

平成27年4月特許广調整課



■ 2014年3月に10年目標(FA11)を達成。次は世界最速・最高品質の特許審査を目指す。

特許審査の基本方針

1. 迅速性を堅持する 「権利化までの期間」に ついても世界最速水準まで迅速化

2. 質の高い権利を設定する「強く・広く・役に立つ特許権」を設定

3. 海外特許庁との連携・協力を 強化する 海外での権利取得の「予見性」を向上 特許審査をとりまく課題

審査請求から権利化までの期間の短縮

急増するPCT出願の着実な処理

英語・中国語等の外国語文献調査

審査基準の記載の抜本的な見直し

欧米並の品質管理体制の整備

出願人ニーズに対応した審査

文献検索ツール(分類)の刷新

アセアン諸国をはじめとする新興国等の 知財システム構築(審査官の海外審査協力)

我が国の制度・運用(審査基準等)や 審査官の見解(拒絶理由等)の英語での発信

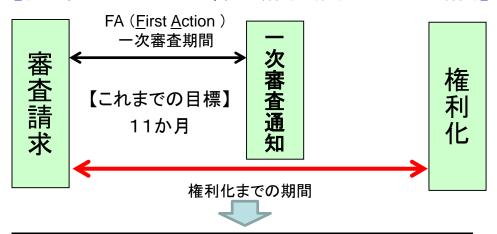
特許審査の迅速性について



- 2023年度までに特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、平均14月以内、 平均10月以内とする新たな目標に向けて、引き続き特許審査の迅速性は堅持することに加え、早期の 権利化を必要とする出願人のニーズに対応するため、早期審査制度を着実に実施し、早期審査の利 便性を高めることで、早期審査の利用件数の拡充。
- 早期審査を申請した場合、申請から一次審査通知までの期間は平均2か月(2014年)に短縮。スーパー早期審査を申請した場合(実施関連出願かつ外国関連出願)、平均23日(2014年)に短縮。
- 早期審査の申請費用は、日本では無料。一方、米国では\$4,000、韓国では20万ウォン。

(出典)特許庁調べ

【我が国における一次審査期間と権利化までの期間】



日本	平均14か月以内(2023年度目標)
米国	20月(2017年目標)
欧州	36. 1月
中国	22. 2月
韓国	19. 1月

【早期審査の対象となる出願】

- ①実施関連出願(実施予定の発明に係る特許出願)
- ②外国関連出願(海外にも出願する特許出願)
- ③中小企業、個人、大学等の出願
- ④グリーン関連出願(省エネ等に関する特許出願)
- 5震災復興支援関連出願



特許審査の質の向上について



- ■「強く・広く・役に立つ特許権」を設定すべく、審査の基本原則を定めた品質ポリシーを2014年4月に公表。
- 産業構造審議会知的財産分科会の下に審査品質管理小委員会を2014年8月に設置し、品質管理の実施 状況、実施体制等についての評価及び提言を受け、今後庁内の業務計画に反映していく。
- 2014年度、品質管理体制の充実、品質管理の充実、外国文献調査の充実、審査基準の抜本的な記載の 見直し、ユーザーニーズを踏まえた特許審査の実施等の取組を着実に実施。

【特許審査の質の維持・向上に向けた取組の充実】

品質管理体制の充実

▶品質ポリシーや品質マニュアルに基づく品質管理体制の充実

品質管理の充実

- ▶日常的な協議の充実(協議対象案件の拡充)
- ▶決裁及び監査の充実
- ▶審査の質全般・個別案件に関するユーザー評価の収集
- ▶審査品質管理小委員会による客観的な評価

外国文献調査の充実

- ▶英語による検索システムに加え、中韓文献の日本語による検索
- システムの開発
- ▶外国文献検索を容易にするための特許分類の整備
- ▶登録調査機関における外国文献に対する下調査の拡大

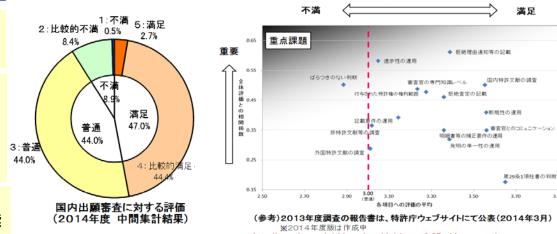
審査基準の抜本的な記載の見直し

▶審査基準の運用の明確化や特許権取得の予見可能性を向上させるための抜本的な記載の見直し

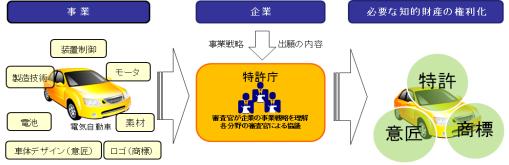
ユーザーニーズを踏まえた特許審査の実施

>面接審査、事業戦略対応まとめ審査の拡充

【アンケート調査】ユーザー709者、出願案件2808件



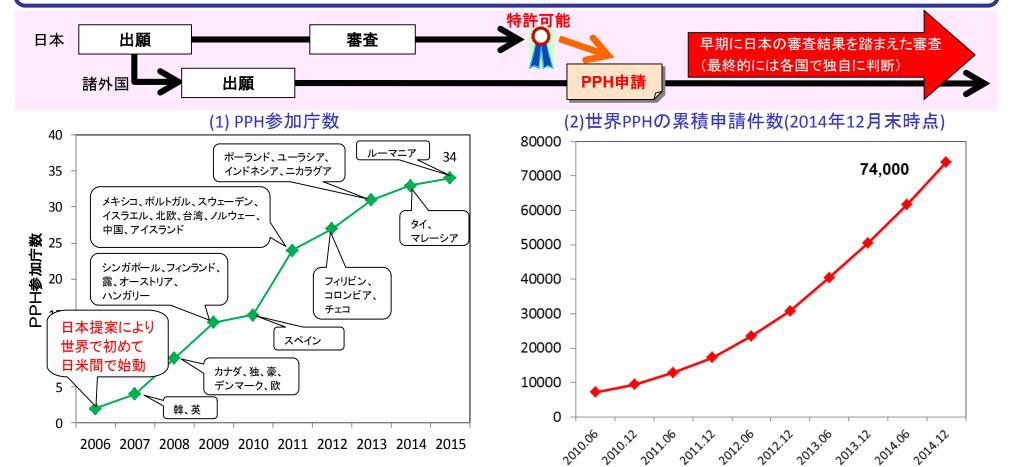
【事業戦略対応まとめ審査】



海外特許庁との連携・協力を強化(特許審査ハイウェイ)



- 諸外国での審査を促し、日本と同じ権利が迅速に付与されるように、特許審査ハイウェイ(PPH)を日本が提唱。
- PPH参加国・地域は、最終的な特許性の判断を行う権利を損ねることなく、他国の審査結果を参考にしてワークロードを 軽減することが可能。各国の主権を尊重することが評価され、PPH参加国・地域の数は、34か国・地域に拡大。PPHの利 用件数も、着実に増加。
- 我が国出願人は、日本で特許可能との判断がなされた出願について、PPHの申請により、諸外国において簡便な手続で早期審査を受けることができ、日本の審査結果を踏まえた質の高い権利を取得することが可能となる。
- ユーザーニーズの高いベトナム、ブラジルに対して、PPHの開始に向けて実務者間での議論を開始した。



海外特許庁との連携・協力を強化(日米審査協力の強化)



■ 日本特許庁と米国特許商標庁は、平成27年度から、日米審査協力の強化に向けた試行を開始すべく 、共同で取り組むことで基本的な合意をした。

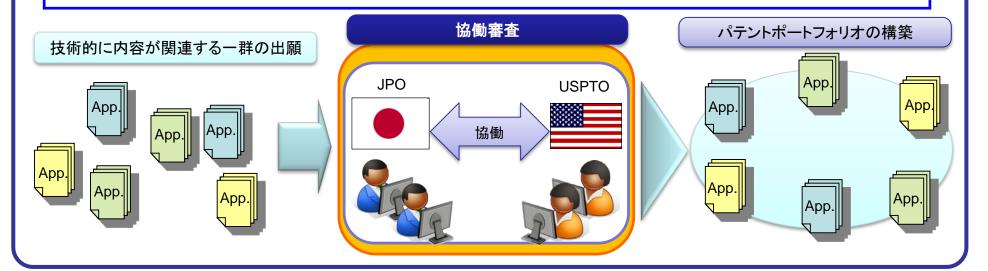
ISA管轄

我が国特許庁の審査能力の一層の向上と国際的な信頼性の醸成に向け、米国における特許協力条約に基づく国際特許出願について、その国際調査・国際予備審査を我が国が行う(=我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大する)。試行の対象分野はグリーン技術を優先して取り上げ、試行の対象案件は3年間で5000件を目処とする。

協働調査

日米の特許審査官が協働して先行技術調査を実施することにより、審査の質の向上を図る。

- 技術的に内容が関連し、日米で一括して権利取得をしたい一群の出願について、まとめて調査する。
- 必要に応じ、出願人から出願群に関する技術的な背景の説明を行う。

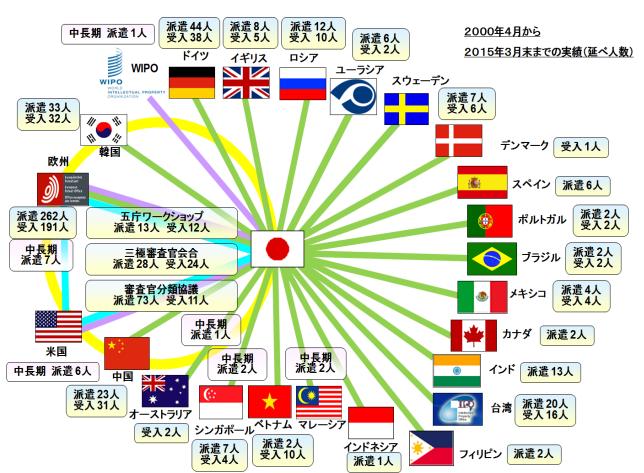


海外特許庁との連携・協力を強化(審査官等の派遣・受入)



- 我が国と海外特許庁相互に、審査官を派遣し、実際の出願についての特許要件等に関する議論を通じ、相手国の審査手続や特許要件の判断基準をより深く理解し、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
- アジア諸国等新興国で知的財産制度の整備を支援するため、特許審査官をはじめとする専門家の海外派遣や受入を通じて、日本式の制度や審査実務等の知財システムの浸透、情報化支援などを行い、日系企業の知財ビジネスを後押しする。

<国際審査官協議>



1200頁を超える英語版の研修用スライドを作成し、新興国への実務指導を強化していく予定。

<その他の派遣・受入事業例>

- □ シンガポール知的財産庁に日本 の審査官を上席審査官として派遣
- □ ミャンマーに日本の審査官をJICA 長期専門家として派遣し、知財法 整備・知財庁設立を支援
- □ アジア等の新興国向けに審査官 の能力向上のための研修を実施
- □ アジア各国に専門家を派遣し、書類の電子化や審査システムの導入等の情報化を実施



審査の基本方針

1. 迅速性を堅持する

<今後の取組例>①急増する早期審査案件やPCT出願の着実な処理

2. 質の高い権利を設定する

<今後の取組例>①外国文献調査の充実、②審査基準の抜本的な記載の見直し、③決裁及び監査の充実 ④協議の充実、⑤面接審査等のユーザーニーズを踏まえた特許審査の着実な実施

3. 海外特許庁との連携・協力を強化する

<今後の取組例>①PPHの拡充、②日米審査協力、③国際審査官協議の拡大

4審査官の海外派遣や受入の拡大

必要な審査体制の整備

- ■平成27年度予算においては、100名の任期付審査官を含む審査官を手当て。
- ■迅速な特許権付与のためには、情報システムの構築、先行技術調査に関する民間活力の活用といった取組も進めながら、審査官の確保など審査体制の強化が急務。
- ■同時に外部有識者からなる審査品質管理委員会の提言も踏まえ、品質管理体制も強化。

世界最速・最高品質の特許審査の実現

- 早期に、信頼性の高い特許審査を行い、その審査結果を国内外へ提供。
- 日本の審査結果は諸外国に参照され、我が国ユーザーによる安定的でグローバルな権利取得を促進。

新興国市場に対する日本の知財システムの浸透

- 日本の審査結果に加え、日本の迅速な審査実務等をアジア諸国・インド・ブラジル等に浸透させる協力を実施。(専門家派遣・受入、情報化支援)
- 日本標準の知財システムを海外に拡げることで、日本企業のグローバルな事業展開を支援。